

第 6 次茨城県廃棄物処理計画の策定について

1 策定の趣旨

都道府県廃棄物処理計画は、都道府県の区域内にける廃棄物の減量その他の適正処理に関する計画として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 5 の規定に基づき策定する法定計画である。

県は、第 5 次茨城県廃棄物処理計画を令和 3 年 3 月に策定し、それ以降、計画に則って施策を推進しているが、当該計画については、計画期間が令和 7 年度末をもって終了する。

このため、次期計画として、第 6 次茨城県廃棄物処理計画を策定する。

2 計画の期間

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

3 計画に定めるべき法定事項

- (1) 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- (3) 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- (4) 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (5) 非常災害時における上記 (2) ～ (4) の施策を実施するために必要な事項

4 計画策定の進め方

(1) 小委員会の設置

茨城県環境審議会の下に、第 6 次茨城県廃棄物処理計画小委員会（仮称）を設置し、計画案について調査審議を行う。

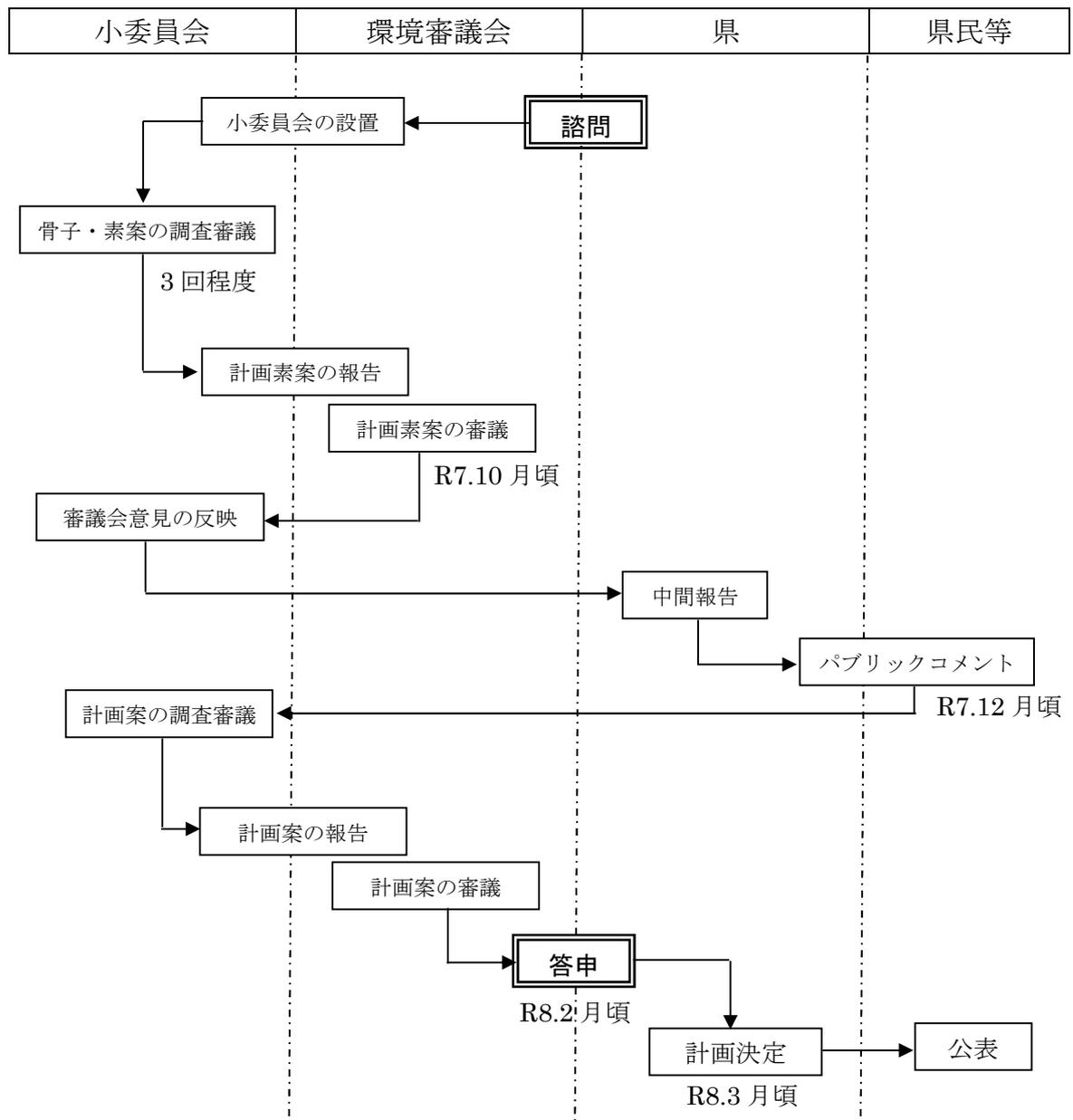
(2) 小委員会の委員構成

廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用及び処分に関わる各主体の代表者から、以下の区分により、委員 7 名を選定する。

- | | |
|--------|-------------------|
| ①一般廃棄物 | 県民（1名）、市町村（1名） |
| ②産業廃棄物 | 事業者（2名）、処理事業者（1名） |
| ③有識者 | 学識経験者（2名）の 7 名 |

※ 別紙、委員名簿（案）を参照。

5 策定スケジュール（案）



第6次茨城県廃棄物処理計画策定小委員会（仮称）委員名簿

分野		所属・職名	氏名	環境審議会 委員
一般廃棄物	県民	NPO 法人やみぞの森 常務理事	中村 眞紀子	○
	市町村	茨城県清掃協議会 水戸市生活環境部長	篠原 芳之	
産業廃棄物	事業者	(一社)茨城県経営者協会 環境委員会 委員	都築 勇	
		茨城県中小企業団中央会 レディース中央会会長	柴沼 啓子	○
	処理業者	(一社)産業資源循環協会 常務理事兼事務局長	今川 敬秀	
学識経験者	廃棄物	(国研)国立環境研究所 資源循環領域 試験評価・適正管理研究室長	肴倉 宏史	○
	環境教育	筑波大学システム情報系社会工学域 准教授	甲斐田 直子	○

第6次茨城県廃棄物処理計画策定小委員会設置要項（案）

（設置）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項に基づく第6次茨城県廃棄物処理計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な調査審議を行うため、茨城県環境審議会条例（平成6年茨城県条例第26号）第10条の規定に基づき、茨城県環境審議会（以下「審議会」という。）の下に第6次茨城県廃棄物処理計画策定小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、審議会の付託に基づき、計画の策定に係る事項を調査審議し、その結果を審議会に報告する。

（組織）

第3条 小委員会は、次の各号の区分ごとに、審議会会長（以下「会長」という。）が指名する者（以下「委員」という。）10名以内をもって構成する。

- （1） 県民代表
- （2） 事業者代表
- （3） 処理業者代表
- （4） 市町村代表
- （5） 学識経験者

2 委員の任期は、前条の規定により会長が指名した日から、調査検討結果を審議会に報告するときまでとする。

（委員長等）

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の指名後最初に開かれる会議は、会長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

（意見の聴取）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に学識経験者その他関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 小委員会の庶務は、茨城県県民生活環境部資源循環推進課において処理する。

（委任）

第8条 この要項に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要項は、令和7年〇月〇日から施行する。